

家族状況書（申請書付表）

家族構成	続柄 *1	同居の有無 *2	氏名	満年齢	当基金の利用状況 *3
	父			歳	
	母			歳	
	本人			歳	1. ある 2. なし
				歳	1. ある 2. なし
				歳	1. ある 2. なし
				歳	1. ある 2. なし

収入／手当の明細

続柄	氏名	年間収入(円)				年間手当(円)			合計 (円)
		給与収入	自営業等	年金収入	その他	生活保護	児童扶養手当	その他	

● 家族状況書記入要領

- *1. 本人以下の空欄は父母以外の家族を記入する。父母と離別（死亡等）の場合は氏名欄を斜線抹消する。
- *2. 同居の家族に「○」、別居の家族に「×」をつける。
- *3. 当基金の本人及び兄弟姉妹の利用状況について、該当項目の数字を「○」で囲む。
 1. ある : 以前受給していたが終了済 2. なし : 一度も受給したことがない

注) 兄弟姉妹の同時申請はご遠慮ください。また、兄弟姉妹が当基金で受給中の方も申請はご遠慮ください。

● 提出書類等

下記の提出書類は、コピーでも結構です。

1. 前年収入を証明できる書類（成人（除く学生）に達している方全員）

・次に該当する書類を提出下さい。

給与所得者	:	源泉徴収票	}	いずれも必ず支給金額記載のもの
自営業者	:	確定申告書(控)		
生活保護世帯の方	:	生活保護決定通知書、		
年金受給者	:	年金額確定通知書等		

注) 上記書類がない場合「課税証明書・非課税証明書・納税証明書・給与支払証明書」等により、総収入の証明が可能と判断できれば代用として認める場合もあります。

2. 申請者本人の前年度の学業成績証明書（高校生のみ）

奨学金が支給されることとなった場合の奨学金振込口座

(※) 振込口座は、必ず、奨学生ご本人様名義の口座をご記入ください。

お振込先	ゆうちょ銀行の場合は、「ゆうちょ」とご記入ください。						(○をおつけください)	ゆうちょ銀行の場合は、支店名欄には店名(3桁の漢数字)をご記入ください。					
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	銀行 信用金庫 信用組合 農協	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	支店 出張所 営業部
預金種別	(○をおつけください)		口座番号	<input type="text"/>									
	普通	その他 ()											
お受取人	<p>●フリガナは、1つのマスに一文字ずつご記入ください。●カタカナ左づめでご記入ください。</p> <p>●姓と名の間は1マスあけてください。</p>												
	フリガナ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
口座名義(※)	<input type="text"/>											<p>《注意》口座情報に間違いがあると、奨学金の初回振込が大幅に遅れることがあります。</p>	

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私(法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。)は、次の①の各号に掲げる者もしくは②の各号のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①もしくは②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により貴公益信託からの助成金・奨学金等の交付が廃止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した助成金・奨学金等の全額を直ちに貴公益信託に返還いたします。また、これにより手数料、費用、損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

- ①現在、次の各号に掲げる者(以下これらを「暴力団員等」という。)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A.暴力団
 - B.暴力団員
 - C.暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D.暴力団準構成員
 - E.暴力団関係企業
 - F.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G.その他前各号に準ずる者
- ②現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
- A.暴力的な要求行為
 - B.法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C.取引に関して、脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為
 - D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴公益信託の信用を毀損し、または貴公益信託の業務を妨害する行為
 - E.その他前各号に準ずる行為